

高知憲法速報

No.253 2011. 4. 24

発行:高知憲法会議事務局 088-872-3406

編集人 事務局 徳弘嘉孝

2011年憲法集会 5月3日午前10時から

今年の集会は64回目の憲法記念日、5月3日に開きます。高知弁護士会の貧困問題対策委員長として、女性や子どもの権利問題に取り組んでいる法テラス高知法律事務所・中島香織弁護士の話をお聞きします。お誘いあわせお集まりください。

集会名称;輝け日本国憲法!5・3県民のつどい

日時;5月3日(火・祝日)午前10時~12時

場所;高知県人権啓発センター6階ホール

講演;子どもと女性の貧困~私たちにできることを考える 講師;中島香織・法テラス高知弁護士

参加費;500円(高校生以下は無料)

音楽演奏;高知県沖縄三線愛好会 「平和の琉歌」他
講師紹介;高知弁護士会・貧困問題対策委員長、子ども

の権利委員会委員、法教育委員会委員、日本弁護士連合会・貧困問題対策本部委員、両性の平等委員会委員、国際人権問題対策委員会委員、法テラススタッフ弁護士、2012年12月子ども虐待防止学会高知りょうま大会事務局、高知県出身、34歳

主催;高知憲法会議 協賛;こうち九条の会

永住外国人の地方参政権について

月刊「平和運動」4月号にソ・ウォン Cholさん(在日本韓国国民団中央本部・地方参政権獲得運動本部事務局長)が、日朝協会などが主催する「3・1独立運動92周年記念学習会」で行った講演の要旨が掲載されています。永住外国人の地方参政権問題を、憲法の問題として考える必要があります。論文の一部を紹介します。

*2009年現在日本に在住する「外国人」は、191カ国約219万人。内訳の概数は中国68万人、韓国・朝鮮58万人、ブラジル27万人、フィリピン21万人、ペルー6万人などです。高知県には約3600人、うち中国1484人、韓国・朝鮮682人、フィリピン539人、インドネシア238人などとなっています。

*「外国人」には、日本で生まれた外国人と、外から入国した外国人があり、さらに、一時的に滞在する人と、数年滞在する駐日外国人(非永住)、定住する

人(永住)に分けられます。永住外国人は「特別永住者」(戦前から継続して住んでいるもの及びその子孫)と、「一般永住者」(戦後外からきて、10年以上、法務大臣が日本の利益に合致すると認めた場合と与えられる権利)の2種類の資格があります。特別永住者は現在409,565人でその99%の405,571人が韓国・朝鮮人です。一般永住者は533,472人でその内56,171人(10.5%)が韓国・朝鮮、156,295人(29.3%)が中国、116,228人(21.8%)がブラジル、84,407人(15.8%)がフィリピンとなっています。

*日本では1924年に納税額の条件がなくなって男子25歳以上に選挙権・被選挙権が与えられ、内地にいる朝鮮人・台湾人もこれに該当し、選挙権・被選挙権が与えられました。1925年から1945年までの国会や市町村議会選挙には在日韓国・朝鮮人が383人立候補し、96人が当選しています。1945年12月敗戦後の国会で女性の参政権が認められると同時に、朝鮮人・台湾人の選挙権・被選挙権は「当分間停止」する措置が取られ、いまも「当分間停止」です。日本国憲法施行前日1947年5月2日最後の天皇勅令で外国人登録令ができ、「当分間、外国人とみなす」として日本国憲法の適用から排除しました。1952年4月28日の「外国人登録法」で、在日韓国・朝鮮人を外国人とし、同日に成立した軍人軍属の戦後補償関連の法律で軍人恩給や遺族年金などからも排除したのです。1965年日韓条約の地位協定で在日韓国人の法的地位協定ができて「協定永住」資格35万人が在留資格を得ています。

*戦前から永続して居住する在日韓国・朝鮮人及びその子孫は戦前日本国籍を有していた元日本国籍者です。日本で生活し家庭を持ち、経済活動をし、税金を払い、地域社会の発展に貢献をしています。しかし地方選挙権がないため議会解散などの直接請求権、財政の監査請求権がなく、民生委員、児童委員、人権擁護委員などになることもできません。永住外国人に地方参政権を認めるのは、国際的な趨勢でもあります。

朝鮮籍在日朝鮮人の鄭永桓さんが「治安維持法と現代」誌2010年春季号に、韓国入国を拒否されてソウル行政裁判所の訴訟に訴え勝訴した問題を報告しています。「国籍ならぬ朝鮮籍」の問題も併せて考えなければなりません。